

有効期間 10年（令和13年12月31日まで）

令和3年11月1日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（ 警 備 課 ）

広島県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱の制定について（通達）

広島県警察ヘリコプターテレビシステムの運用については、広島県警察ヘリコプター・テレビシステム運用要綱の制定について（平成5年10月26日付け広地域第737号）（以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、同システムの更新等への対応及び警察用航空機の運用に関する事務の地域部地域課から警備部警備課への移管に伴い、新たにみだしの要綱を別添のとおり定め、本日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は広島県警察用航空機の運用等の見直しに伴う関係例規通達の整理について（令和3年10月18日付け警察本部長例規通達）により、本日付けで廃止となっていることを申し添える。

別添

広島県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察用航空機（以下「航空機」という。）にテレビカメラを搭載して撮影した映像及び音声を警察本部等において受信するヘリコプターテレビシステム（以下「ヘリテレシステム」という。）を適正かつ効果的に運用、管理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 適用

この要綱は、ヘリテレシステムのうち次に掲げる設備の運用等に適用する。

1 広島県警察が整備した設備

2 国が整備した設備で、警察法第78条の規定により広島県警察で使用することが認められた設備

第3 ヘリテレシステムの構成

ヘリテレシステムは、次に掲げる設備により構成するものとする。

1 機上設備

映像及び音声を送信するため、航空機に搭載する撮影装置及び通信装置並びにこれらの附帯装置をいう。

2 地上設備

航空機から送信される映像及び音声を受信するための設備及びこれを制御するための設備をいう。

(1) 無線中継所設備

無線中継所に設置する自動追尾アンテナ装置、受信装置、制御装置及びこれらの附帯装置をいう。

(2) 本部設備

警察本部に設置する操作装置、記録装置、配信装置及びこれらの附帯装置をいう。

(3) 航空隊設備

航空隊庁舎に設置する遠隔操作装置及びその附帯装置をいう。

3 簡易受信設備

航空機から送信される映像及び音声を任意の場所で受信するための小型受信装置及びその附帯装置をいう。

第4 運用業務

ヘリテレシステムは、次に掲げる場合において、その特性を活用することが効果的であると認められるときに運用するものとする。

1 警備実施

2 警衛、警護

3 事件、事故の捜査又は処理

4 重要な交通対策

5 その他警察本部長が必要と認める事案

第5 運用体制

1 運用管理者

- (1) 警備部警備課に運用管理者を置き、警備部警備課長をもって充てるものとする。
- (2) 運用管理者は、警察本部長の指揮を受け、ヘリテレシステムの運用及び管理に関する業務を総括する。

2 取扱責任者

- (1) 警備部警備課広島県警察航空隊に取扱責任者を置き、広島県警察航空隊長（以下「航空隊長」という。）をもって充てるものとする。
- (2) 取扱責任者は、ヘリテレシステムの使用並びに保守、整備及び保管について責任を負うものとする。

第6 使用申請

所属の長（以下「所属長」という。）は、ヘリテレシステムの使用を必要とする場合は、広島県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成5年広島県警察本部訓令第15号。以下「訓令」という。）第13条に規定する航空機支援申請書の備考欄にその旨を記載して申請するものとする。ただし、緊急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、電話その他の方法により申請し、事後速やかに当該申請書を提出することができる。

第7 使用承認

- 1 警察本部長は、第6の申請があったときは、使用の目的等について審査し、使用を適当と認めるときは、当該使用を承認するものとする。
- 2 前1の承認をするときは、第6のただし書の場合を除き、訓令第14条第2項に規定する航空機支援承認書を当該所属長に交付するものとする。

第8 ヘリテレシステムの使用等

- 1 ヘリテレシステムの使用等は、運用管理者及び取扱責任者の指揮を受け、次のとおり行うものとする。
 - (1) 機上設備については、広島県警察航空隊員（以下「航空隊員」という。）が操作するものとする。
 - (2) 地上設備については、航空隊員が操作するほか、運用管理者からの依頼により、中国四国管区警察局広島県情報通信部員（以下「情報通信部員」という。）が操作する。
 - (3) 簡易受信設備については、航空隊員が操作するほか、運用管理者からの依頼により、情報通信部員が操作する。
- 2 第6の承認を受けた所属長は、運航経路、撮影対象、撮影構図の設定等必要な事項について、航空隊長等と事前に協議及び意見交換を行うとともに、ヘリテレシステムの使用中は機長と相互に緊密な連携を保持しなければならない。

第9 障害発生時の措置

- 1 ヘリテレシステムを操作する者は、その設備に故障、損傷等の異常が発生し、運用が困難となった場合は、取扱責任者を通じて直ちに運用管理者にその状況を報告するものとする。
- 2 運用管理者は、前1の報告を受けた場合は、中国四国管区警察局広島県情報通信部

機動通信課長（以下「機動通信課長」という。）に通報するとともに、速やかに復旧のための必要な措置を講じなければならない。

第10 亡失、損傷時の報告

ヘリテレシステムの機器を亡失又は損傷させた場合は、速やかにその状況を運用管理者を経由して警察本部長に報告するものとする。

第11 保守検査等

運用管理者は、ヘリテレシステムの設備を定期又は臨時に検査し、常時有効に機能するよう適切に保守しなければならない。

第12 県の防災関係部局への映像の提供

- 1 運用管理者は、ヘリテレシステムにより取り扱う映像を、県の防災関係部局に提供することができる。
- 2 運用管理者は、前1による映像の提供を行うに当たり、県の防災関係部局及び警察本部の関係所属長と、映像提供に係る条件、手続き等についてあらかじめ協議して申し合わせ、その内容について警察本部長の承認を受けておかななければならない。

第13 協議

運用管理者は、ヘリテレシステムを有効かつ効率的に運用し、適正に管理するため必要な事項について総務部会計課長、機動通信課長その他関係する所属長と随時、協議を行うものとする。